

ロ. 自己都合で職を辞職する場合、  
1ヶ月以上1ヶ月未満は、日半割。  
1ヶ月以上1ヶ月未満は、日半割。

3. 下、割合を以て昇給せらるる。

イ. 日給 / 1450円以上 240以下、5分増  
ロ. " / 1450円以下、1450円未満は増給  
せらるる。  
但し、年俸職工に限る。

4. 公務傷病者 = 対し、手当を増額せ  
らるる。

イ. 公務傷病、為り、欠勤を以て、日給  
全額支給せらるる。

ロ. 老令孝養、7加、所 = 規定を以て  
す。

3.

イ. 総額 = 於て  $\frac{5}{100}$  増、  
但し、割合が部長以上 (一日給を以て)  
ロ. 事情を考慮し、部長以下は、  
1/1450円未満 (於て増給)  
左実行、何れも、1/1450円  
未満。

4.

イ. 職長級と同様、休日出勤  
料を支給せらるる。規定を以てす。

ロ. 公傷 = 起因を以て死亡の場合、  
役付職工と同率 = 手当を支給  
せらるる。

5. 共済会病院 = 対し、希望、

イ. 某価を現在、半額にせらるる。  
ロ. 公務傷病者を生じたる場合、時  
向外へ出た。直ぐは、危急手当を  
せらるる。

ハ. 私病 = 為り、出陣時間 / 時を以  
て、2時間以内、賃銀 / 考引せらるる。  
ニ. 一般患者、対し、待遇を以て  
せらるる。

6. 費車 = 関し、件。

ロ. 基規 = 規定を改正す。

5.

イ. 事實調査の上、一般医師ノ若他ヲ  
安クすべし。

ロ. 承認す。

ニ.

6. 出陣限、空方針を取らるる。